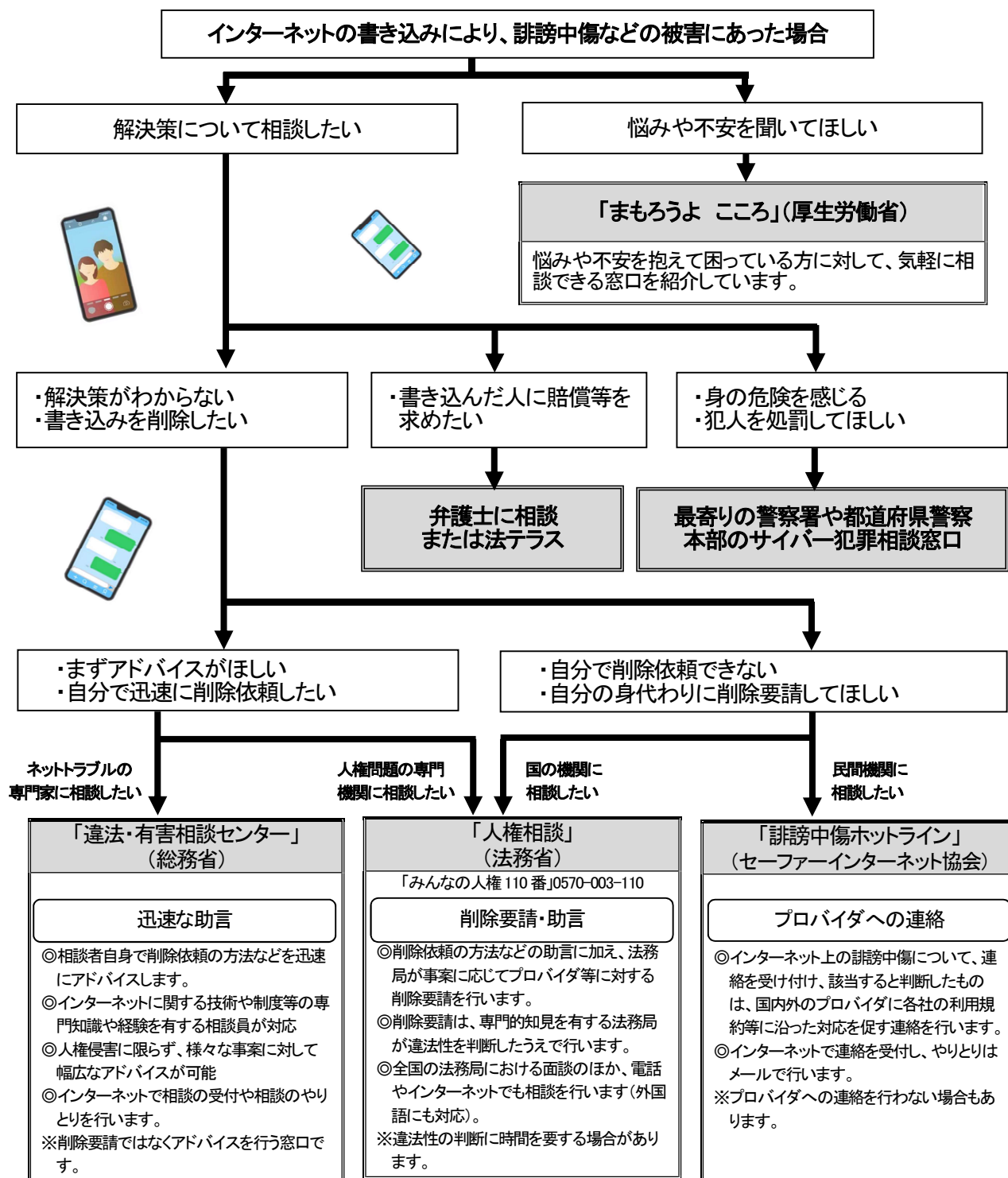


迷わず相談！誹謗中傷被害

気軽に自分の意見を発信したり、情報収集をしたりすることができるSNSですが、匿名で投稿できることや相手の顔が見えないことから、SNSでの誹謗中傷が大きな問題になっています。法務省は2020年12月14日、被害を受けた際の相談窓口の選び方をフローチャートで公開しました。人権侵害の被害を減らす啓発活動の一環で、「解決策を相談したい」「悩みを聞いてほしい」といったニーズに合わせた窓口を紹介しています。

法務省は「ネットを悪用することなく、互いの人権を尊重した行動をとるように」と呼び掛けていますが、困った時には、一人で悩まず、まずは下記相談窓口にご相談ください。

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

『安心できるインターネット世界へ』

川崎小学校 6年 吉岡 莉沙

私は、インターネットでゲームをしている時に、知らない相手から、これまで誰にも言われたことがない言葉で傷つけられたことがあります。もしかしたら、他の人達も私のように傷ついているかもしれないと思いました。だから、暴言を言われたりしない、だれもが楽しく、安心できるようなインターネット世界にしたいと考えました。

しかし、私の身近にいるAさんは、インターネットで、とても傷つく言葉をたくさん言われたそうです。Aさんの顔を見たら、とても悲しそうな表情でした。インターネットは、相手の表情が見えないから、使う言葉も気をつけなければいけないと思いました。Aさんの周りにいた人が、Aさんをかばってくれたそうです。私は、かばってくれるような優しい人がもっと増えてくれたら良いなと思いました。また、Aさんのように、傷つくような言葉を言われている人がいたら、お話を聞いたり、かばったりしてあげる事が大切だと考えました。

インターネットが、みんなが気持ちよく、楽しく使える、安心できるような場所であるために、一人ひとりが、傷つくような言葉を言わないように意識したら、イヤな思いをする子が減るのではないかなと考えています。そのためには、メッセージを送る前に、「この言葉を書いたら相手はどう感じるだろう」と想像してみる事がとても大切だと考えました。たくさんの方が安心できるようなインターネット世界にするために、みんながクリックする前に、相手の気持ちを考えよう、と考えてみる事が大切だと思います。



8月

「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」です！

「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題」であることを明らかにした国の同和対策審議会答申が1965（昭和 40）年 8 月に出されました。大分県では、この 8 月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間（差別をなくす運動月間）」と定め、人権啓発・部落差別解消に向けた取り組みを行っています。

しかし、差別や人権侵害は後を絶たないどころか、新たな差別が次々と起こっています。2016 年（平成 28 年）12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、「部落差別は許されないものである」ことが明示されました。

差別をなくすためには、住民一人ひとりが「関心を持って正しく知る」ことが重要です。

日出町では、毎年『部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間』中の 8 月に「差別をなくす人権講演会」を開催しています。



お知らせ

「日出町人権講座」年間計画 中央公民館

講座 1: 8 月 24 日(水) 10:00~12:00

「ギターのおじさんはフツーの人だった」

講師: 山末博俊さん(県人権問題講師)

場所: 日出町中央公民館ホール

主な対象: 日出町民・役場職員・地区役員

★講座 2: 10 月 14 日(金) 19:00~20:30

「子どもの人権」

講師: マックビーン光子さん(県人権問題講師)

主な対象: 小中学校児童生徒の保護者

★講座 3: 11 月 9 日(水) 19:00~20:30

「子どもの人権」

講師: 山本紀子さん(県人権問題講師)

主な対象: 小中学校児童生徒の保護者

★講座 4: 12 月 3 日(土) 午前中

「日出町人権フェスティバル」

講師・主な対象: 未定

6 月、7 月に予定していた人権講座は、
コロナウイルス感染拡大の影響を受け、
延期しています。状況をみながら、
開催する予定にしています。



日出町人権講座は、入場無料です。誰でも参加できますが、定員があります。参加を希望される方は、中央公民館までご連絡ください。

日出町中央公民館 0977-72-8608